

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">生体認証規定</p> <p>1 (生体認証とは)</p> <p>(1) 生体認証とは、当組合との間の取引について貯金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、<u>ICカード規定</u>に定めるICキャッシュカード（以下、「ICカード」といいます。）上のICチップ（以下、「IC」といいます。）に当組合所定の機器、操作および手続きにより当組合の認めた利用者（以下、「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを記録（記録した手のひら静脈パターンを「生体認証データ」といいます。）し、これを当組合所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下、「生体認証データの照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4 (生体認証の対象貯金等)</p> <p>生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>JAカードローン</u>の貸越口座</p> <p>ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。</p>	<p style="text-align: center;">生体認証規定</p> <p>1 (生体認証とは)</p> <p>(1) 生体認証とは、当組合との間の取引について貯金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、<u>ICキャッシュカード規定</u>に定めるICキャッシュカード（以下、「ICカード」といいます。）上のICチップ（以下、「IC」といいます。）に当組合所定の機器、操作および手続きにより当組合の認めた利用者（以下、「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを記録（記録した手のひら静脈パターンを「生体認証データ」といいます。）し、これを当組合所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下、「生体認証データの照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4 (生体認証の対象貯金等)</p> <p>生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>JA(農協)カードローン</u>の貸越口座</p> <p>ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。</p>

改正後	改正前
<p>5～10（省略）</p> <p>11（生体認証契約の解約）</p> <p>生体認証契約は以下の場合、解約となります。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) ICカードが利用停止となった場合</p> <p>本規定、または<u>ICカード規定</u>により、当組合がICカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。</p> <p>12（規定の適用）</p> <p>この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、<u>ICカード規定</u>、ならびに<u>JAカードローン取引約定書（削除）</u>（ただし、当組合と<u>JAカードローン取引約定</u>のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。</p> <p>13（ICカードの偽造・盗難等）</p> <p>偽造等または盗取されたICカードにより、支払機を利用して行われた不正な貯金の払戻しについては、<u>ICカード規定</u>第10条・第11条に定めるところにより補償します。</p> <p><u>14（規定の変更等）</u></p> <p><u>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>5～10（省略）</p> <p>11（生体認証契約の解約）</p> <p>生体認証契約は以下の場合、解約となります。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) ICカードが利用停止となった場合</p> <p>本規定、または<u>ICキャッシュカード規定</u>により、当組合がICカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。</p> <p>12（規定の適用）</p> <p>この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、<u>ICキャッシュカード規定</u>、ならびに<u>JA（農協）カードローン取引約定書、JA（農協）カードローン利用規定</u>（ただし、当組合と<u>JA（農協）カードローン取引約定</u>のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。</p> <p>13（ICカードの偽造・盗難等）</p> <p>偽造等または盗取されたICカードにより、支払機を利用して行われた不正な貯金の払戻しについては、<u>ICキャッシュカード規定</u>第10条・第11条に定めるところにより補償します。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="730 212 1111 244"><u>(2020年4月1日現在)</u></p> <p data-bbox="176 260 562 344">【個人情報保護法関連条項】 (省略)</p> <p data-bbox="1048 360 1111 392">以上</p>	<p data-bbox="1977 212 2069 244"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1155 260 1541 344">【個人情報保護法関連条項】 (省略)</p> <p data-bbox="2027 360 2089 392">以上</p>